

令 和 7 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 2 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和7年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第2回) 議事録

1. 令和7年10月7日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階研修室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1番議員 堀 天地	2番議員 安部 敬子
3番議員 松村 紘子	4番議員 藤田 茉里
5番議員 松本 直高	6番議員 野口 陽輔
7番議員 土井 一慶	8番議員 柳生 駿祐
9番議員 吉田 涼子	10番議員 森本 勉
11番議員 島 弘一	12番議員 岸田 敦子

1. 欠席議員次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条による出席者次のとおり

管理者 銭谷 翔
副管理者 山本 景
副管理者 藤岡 靖幸
事務局長 近田 邦彦
事務局次長兼会計課長 太田 広治
総務課長 木邨 信吉
管理課長 井上 政明
施設課長 小山 雅史
四條畷市市民生活部次長兼生活環境課長 杉本 一也
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局出席者次のとおり

書記 小西 享

1. 議事日程次のとおり

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員指名
日程第3	会期決定について
日程第4 議会選挙第2号	議長の選挙について
日程第5 認定第1号	令和6年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第5号	職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(時に 13 時 53 分)

1. 副議長（森本勉君） みなさま、こんにちは。定刻前なんですかけれども、みなさんお揃いですでの、始めさせていただくということでよろしいでしょうか。

1. 副議長（森本勉君） では改めまして、こんにちは。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回が招集されましたところ、議員各位皆様方におかれましては、ご多忙のところご参集いただきありがとうございます。本日の議会は交野市の役員改選の関係上、議長が不在となっておりますので、地方自治法第292条の規定において準用いたします、同法第106条第1項の規定によりまして、議長選出までの間、議長の職を副議長の森本が務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

さて、役員改選に伴いまして9月2日付けにて、副議長あてに交野市様より選出の派遣議員様より辞職願の提出があり、同日付けにて辞職を許可いたしましたので、会議規則第80条第3項及び第81条第2項の規定によりご報告を申し上げます。なお、役員改選に伴いまして、松本直高議員、野口陽輔議員様には引き続きご就任をいたしております、松永隆太議員、山下千穂議員、岡田伴昌議員、皿海ふみ議員に代わりまして、新たに、堀天地議員、安部敬子議員、松村絃子議員、藤田茉里議員がご就任をされましたので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

ただ今から、令和7年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を開会いたします。開会にあたりまして、管理者よりごあいさつをいただきたいと思います。

1. 副議長（森本勉君） 管理者。

1. 管理者（錢谷翔君） 皆様、こんにちは。四條畷市交野市清掃施設組合議会第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆さまにおかれましては、何かとお忙しい中を、関わりもせず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほど、森本副議長からご報告がございましたとおり、交野市議会の役員改選によりまして、ご就任いただく議員のご報告がございましたが、引き続きご就任をいたいたいた議員の皆様方、また、新たにご就任をいただきました議員の皆様方には、今後とも本組合運営に対しまして、お力添えいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日、第2回定例会にご提案申し上げております案件は、議会におかれましては、新たに交野市からの派遣議員のご就任に伴います、議長の選挙を、また、私どもからは、令和6年度本組合会計の歳入歳出決算認定について、また、職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてをお願い申し上げてございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご認定等を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

1. 副議長（森本勉君） ありがとうございました。それでは、次に事務局より諸般の報告を受けることといたします。

1. 事務局長（近田邦彦君） 議長。

1. 副議長（森本勉君） はい、事務局長。どうぞ。

1. 事務局長（近田邦彦君） はい。それではご報告申し上げます。本日の会議における議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会後、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。去る7月25日には6月分の、8月29日には令和6年度の決算審査及び7月分の、9月29日には8月分の現金出納検査

が行われ、その結果報告書が議長及び副議長あてに提出されておりますので、お手元に配布をさせていただいております。なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

1. 副議長（森本勉君） はい、ありがとうございました。次に日程第1、議席、日程ですね、日程の第1、議席指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、会議規則第4条第1項の規定によりまして議長において議席指定を申し上げます。ただ今のお席を議席といたしたいと思いますので、ご了承をいただきたいと思いますが、これでご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（森本勉君） ご異議なしと認めます。それでは、議席指定を申し上げます。

1番堀天地議員、2番安部敬子議員、3番松村紘子議員、4番藤田茉里議員、5番松本直高議員、6番野口陽輔議員、7番土井一慶議員、8番柳生駿祐議員、9番吉田涼子議員、10番森本勉議員、11番島弘一議員、12番岸田敦子議員、以上の議席をもって決定といたします。

ここで議案書の差し替えを行います。

1. 副議長（森本勉君） それでは次に日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によりまして議長において指名いたします。9番吉田涼子議員、11番島弘一議員、よろしくお願ひいたします。

1. 副議長（森本勉君） 日程第3、会期決定についてを議題といたします。

お諮りをいたしますが、令和7年10月7日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回における会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（森本勉君） ないですか。

（再度「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（森本勉君） はい、ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定をいたしました。

1. 副議長（森本勉君） 次に日程第4、議会選挙第2号議長の選挙についてを議題といたします。なお、本組合議会申し合わせ事項によりまして、議長は交野市、副議長は四條畷市となっております。本件の議長選挙につきましては、交野市の派遣議員の中からご推挙願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（森本勉君） はい、ご異議なしと認めます。それでは、議長の選挙につきまして、交野市の堀天地議員からご報告をお願いいたします。

1. 1番議員（堀天地君） はい。交野市の堀天地でございます。議長の選挙の件につきまして、協議の結果、議長には交野市から野口陽輔議員を推挙いたしますので、よろしくお願ひいたします。

1. 副議長（森本勉君） ただ今、交野市の堀天地議員よりご報告がありましたとおり、議長には野口陽輔議員をご推挙されました。

ここでお諮りいたします。議会選挙第2号議長の選挙につきましては、ただ今ご推挙されました野口陽輔議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（森本勉君） はい、ご異議なしと認めます。よって、議会選挙第2号議長の選挙

につきましては、推挙のとおり当選されました。本日付けにて野口陽輔議員を議長として告知申し上げます。

それでは、野口陽輔議員に、議長就任のごあいさつをお願いいたします

1. 議長（野口陽輔君） 交野市市議会の野口でございます。ただいまご推挙いただき、当選させていただき、一年間ではございますけども、当組合議会の議長を務めさせていただきたいというふうに思っております。一歩でも前に進むよう努力してまいりたいというふうに思っていますので、どうぞ皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。ありがとうございました。

1. 副議長（森本勉君） ありがとうございました。皆様にはここまで何かとご協力をいただきまして、ありがとうございました。それでは新しい議長様と交代をいたします。ありがとうございました。

1. 議長（野口陽輔君） それでは議事を続行させていただきます。

日程第5、認定第1号令和6年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。事務局を以て朗読させます。事務局。

1. 事務局（木邨信吉君） (議案書にて朗読)

1. 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者に決算書の内容説明を求めます。事務局長。

1. 事務局長（近田邦彦君） はい。ただいま議題となりました認定第1号令和6年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、その内容につきまして、お手元の決算書に基づき、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の2ページから7ページを順次ご覧いただきたいと存じます。令和6年度の歳入歳出決算につきましては、歳入合計18億4,642万6,486円、歳出総額17億9,561万2,797円、歳入歳出差引残額5,081万3,689円でございました。

それでは、9ページからの事項別明細書にて歳入の部から順次ご説明申し上げますので、10ページ、11ページをご覧ください。

それでは、まず、歳入でございますが、(款)分担金及び負担金の清掃施設組合分担金でございますが、予算現額16億7,296万7,000円に対しまして、収入済額は同額となっております。内訳といたしましては、四條畷市から、約44.5%に相当する7億4,415万1,000円を、交野市から、約55.5%に相当する9億2,881万6,000円を、それぞれご負担いただいてございます。

次に、(款)繰越金でございますが、予算現額3,949万3,000円に対しまして、収入済額は3,949万3,074円となっております。

次に、(款)使用料及び手数料でございますが、予算現額148万3,000円に対しまして、収入済額は151万3,196円となっております。この内訳として、(項)使用料(目)総務費使用料でございますが、予算現額147万6,000円に対しまして、収入済額は150万9,566円となっており、行政財産目的外使用料として、収入したものでございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。(項)手数料(目)衛生費手数料でございますが、予算現額7,000円に対しまして、収入済額は3,630円となっており、構成両市のごみ処理証紙販売手数料として、収入したものでございます。

次に、(款)諸収入でございますが、予算現額1億2,653万9,000円に対しまして、収入済額は1億2,935万3,216円となっております。その主な内容は、総務費諸収入としまして、個人年金共済運

営費を始めとする事務取扱事務費や太陽光発電電力売扱金などで、衛生費諸収入としましては、ごみ処理証紙売扱金、有価物売扱金や、ごみ発電余剰電力売扱金などでございます。

次に、14 ページ、15 ページをご覧ください。(款) 組合債でございますが、予算現額 310 万円に対しまして、収入済額は同額となっており、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債として 310 万円を借り入れたものでございます。

以上の内容により、令和 6 年度会計の歳入合計は、予算現額 18 億 4,358 万 2,000 円に対しまして、収入済額は 18 億 4,642 万 6,486 円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、16 ページ、17 ページをご覧ください。

(款) 議会費でございますが、予算現額 272 万 8,000 円に対しまして、197 万 316 円を支出し、75 万 7,684 円の不用額となってございます。主な支出の内容でございますが、報酬で 180 万 1,566 円などとなってございます。

次に (款) 総務費でございます。予算現額 9,396 万 2,000 円に対しまして、9,049 万 7,035 円を支出し、346 万 4,965 円の不用額となってございます。主な支出の内容でございますが、まず、2 級料では、暫定再任用職員を含む職員 7 人分の給料 2,897 万 4,600 円をはじめ、3 職員手当等で 1,832 万 123 円を、続けて 18 ページ、19 ページをご覧いただきまして、4 共済費で 961 万 9,296 円を支出いたしております。10 需用費では、消耗品費や燃料費などで 146 万 1,931 円を、続けて 20 ページ、21 ページをご覧いただきまして、11 役務費では、通信運搬費や火災保険料などで 226 万 177 円を支出いたしております。次に、12 委託料では、1,151 万 9,574 円を支出いたしており、その主な内容は、警備防災業務、屋内清掃業務や、庁舎管理業務などの委託料でございます。次に、13 使用料及び賃借料では、389 万 5,733 円を支出いたしており、その主な内容は、複写機借上料や OA 機器借上料などでございます。次に、14 工事請負費では、3 万 4,215 円を支出いたしており、その内容は、太陽光発電設備計量メーター取替工事でございます。次に、17 備品購入費では、106 万 8,390 円を支出いたしており、その内容は、公用自動車の購入でございます。次に、22 ページ、23 ページをご覧ください。18 負担金、補助及び交付金では、1,222 万 8,711 円を支出いたしており、その主な内容は、全国都市監査委員会等の負担金や、全国都市清掃会議の負担金、構成市からの派遣職員の給与等に係る負担金などでございます。次に、26 公課費では、27 万 6,300 円を支出いたしており、その内容は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金などでございます。

続きまして、(款) 衛生費でございます。予算現額 10 億 2,768 万 6,000 円に対しまして、9 億 8,495 万 1,610 円を支出し、4,273 万 4,390 円の不用額となってございます。支出の主な内容でございますが、2 級料では、任期付職員を含む 29 人分の給料 8,977 万 3,320 円をはじめ、続けて 24 ページ、25 ページをご覧いただきまして、3 職員手当等で、6,712 万 2,193 円を、4 共済費で、3,031 万 1,008 円を支出いたしております。10 需用費では、公害対策薬品を含む消耗品費や、光熱水費、修繕料などで、1 億 4,038 万 5,555 円を支出いたしております。次に、12 委託料では、6 億 5,377 万 4,057 円を支出いたしており、その主な内容は、フェニックスへの焼却灰等搬送業務及び埋立処分、続けて 26 ページ、27 ページをご覧いただきまして、その他びんの再資源化業務、ガラスびん残渣の再資源化業務、スプレー缶処理、乾電池の運搬及び処分、蛍光灯の運搬及び処分、小型家電再資源化業務、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務、ごみ処理施設設備及び機器等点検整備業務、ごみクレーン等保守点検業務、ボイラー及び冷却水系水質分析管理業務、焼却炉炉清掃業務、続けて 28 ページ、29 ページをご覧いただきまして、ごみ処理施設運転管理業務、計量事務等業務、側溝会所清掃等業務などの委託料でございます。次に、14 工事請負費では、3 万 7,977 円を支出いたしており、その

内容は、発電設備電力メーター取替工事でございます。次に、15 原材料費では、3万6,960円を支出いたしており、その内容は、補修用等資材購入でございます。次に、18 負担金、補助及び交付金でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金で、348万6,000円を支出いたしております。

次に、(款) 公債費でございますが、予算現額7億1,820万6,000円に対し、公債費の元利償還金として7億1,819万3,836円を支出いたしており、(目) 元金は、7億534万1,514円、続けて、30ページ、31ページをご覧いただきまして、(目) 利子は、1,285万2,322円となっております。

次に、(款) 予備費でございますが、予算現額100万円につきましては、充当はなく全額不用額となったものでございます。

以上により、令和6年度会計の歳出合計は、予算現額18億4,358万2,000円に対しまして、支出済額17億9,561万2,797円となり、差し引き4,796万9,203円が不用額となったものでございます。

次に、33ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございますが、先ほど、ご説明いたしましたとおり、歳入総額18億4,642万6,000円に対しまして、歳出総額17億9,561万3,000円であり、歳入歳出差引額は、5,081万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、プラス5,081万3,000円となったものでございます。

次に、34ページ、35ページをご覧ください。財産に関する調書でございますが、公有財産の、(1) 土地及び建物につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。36ページをご覧ください。

(2) 物品につきましては、軽乗用自動車が1台減となり年度末現在高が1台、また、軽貨物自動車が1台増となり年度末現在高が2台となっております。

以上、令和6年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算書のご説明となります。

また、決算書に合わせまして、地方自治法第292条の規定において準用する同法第233条第5項の規定により、事務事業の成果を説明する資料として、令和6年度主要な施策の実績報告書をお手元にお届けいたしております。合わせてご高覧いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第1号令和6年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますよう、お願ひ申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 決算書の内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づいて行ってまいります。ただ今から順次質疑を許可します。

1. 議長（野口陽輔君） 4番藤田茉里議員。

1. 4番議員（藤田茉里君） よろしくお願ひいたします。それでは順次質疑をさせていただきます。

まず、令和6年度の予算においては、令和7年度から5年間のごみ処理施設の運転管理業務の民間委託を2班体制とするため債務負担が計上され、令和6年度については、契約にかかる手続きや、令和7年度からの実際に事業者が運転管理を行うことに伴う準備行為が実行されてきた年度であったと認識しております。そこで伺いますが、契約にかかる準備行為、また事業者が運転管理を行うことに伴う準備行為、それぞれにおきまして、具体的にどのような対応についてを検証検討をされてきたのか。4班中1班を民間委託した時と比べてどのような点が違いが出てきているのかについてまず伺います。

次に、1班体制の委託契約の際には、一般競争入札をしたものの、焼却炉を建設した企業1社の応札しかなく、落札率も予定価格の99.1%と、競争性や透明性、公平性において極めて疑問の残る状況であったというふうに記憶をしております。今回の入札状況はどうだったのでしょうか。このような議会からの指摘を受け、どのような点を改善されてきたのか、合わせて伺いたいと思います。

次に、このごみ処理施設の運転管理業務の民間委託において、令和6年度は4班中2班を民営化することを含めて契約行為を実施されたわけですけれども、実際に契約締結後、その価格を比較して、直営と委託との費用比較の結果はどうだったのかも合わせて教えてください。

それから4点目ですけれども、大規模災害などの有事の際、委託職員の業務遂行については委託業者の緊急対応マニュアルと、組合の危機管理マニュアルに沿った対応がされるとこの間、説明を受けてまいりました。しかし、今回の契約においても、基本はこの組合職員が対応し、委託職員は努力義務という形で、必要に応じて要請するということになるのでしょうか。この点について、令和6年度にどのような組合としての議論がされてきたのかも、合わせて伺います。よろしくお願ひいたします。

1. 事務局次長（太田広治君） 議長。
1. 議長（野口陽輔君） 事務局。
1. 事務局次長（太田広治君） はい。それでは順次ご答弁申し上げます。まず、大きく4点のご質問であったと存じますが、まず1点目の運転管理委託業務の契約についてでございますが、準備行為における前回との違いについて、これまでに入札制度の主旨に則り適正な手続きを行ってまいりましたが、結果的には1社入札であったことに対するご指摘もございましたことから、事業目的を効果的に果たすことを前提に、より事業者が応札していただきやすい手法を検討いたしました。契約に係る準備行為としては、入札参加条件について、参加資格における業務実績や入札方法の変更の検討を行いました。前回の入札時は、履行期間が終了している受注実績のみを認めることとしておりましたが、本業務は契約期間が複数年度にわたることから、1年以上の履行期間を経ているという条件付きで、公告時点で履行期間中であっても認めることといたしました。また、入札の執行方法の変更内容といたしましては、入札参加者の負担軽減の観点から、郵便入札で執行する旨を決定いたしました。次に、事業者が運転管理を行うことに伴う準備行為といたしましては、安全安定した運転管理の観点と事業者における人員確保の観点から、仕様書における人員配置人数の見直しの緩和を実施いたしました。内容といたしましては、熱回収施設及びリサイクル施設全体の仕様として、副責任者を2名から1名へ、事務員を1名から0へ見直しを行いました。

次に2点目の入札状況につきましては、応札業者は1社であり、落札率は98.2%となってございます。前回時においても、適正な入札手続きを行ったところでございますが、今回の入札における仕様や参加条件等については、より多くの参加業者が見込めるよう十分検討を行った上で適正な手続きを実施してまいりました。

次に3点目の、直営と委託との費用比較ですが、令和6年度時点での設計金額において、熱回収施設の運転管理に係る費用は、2班8名の人物費と比較した場合には下回ってございました。

最後に4点目の災害時の対応についてでございます。災害時においても、施設が稼働している状況であれば、通常の業務体制と変わることは無いものと考えております。委託業者の緊急対応マニュアルと、本組合の危機管理マニュアルに基づき適切な対応を行うこととしております。令和7年度からの運転委託業務につきましては、大規模災害などの有事の際の対応について前回と同様の内容としてございます。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 4番藤田茉里議員。

1. 4番議員（藤田茉里君） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、入札参加条件を緩和をしたということで、その入札方法についても郵便入札を可能とした、ということなんですけれども、結果としては応札は1社にとどまっていた、ということでありました。その要因についてはいかがお考えでしょうか。

また、落札率が98.2%と前回よりは下がったといえど、今回も極めて高いものにとどまっていると考えます。なぜこのような高い落札率となるのかについてもその見解を伺いたいと思います。

また、事業者が運転管理を行うことに伴う準備行為として副責任者を2名から1名へ、また、事務員を1名から0へと変更されたということですけれども、副責任者とはどのような役割を担う立場の方になるのでしょうか。また事務員についてはどのような業務を担うために配置されていた職員なのかについても、合わせて説明をしていただければと思います。

次に、災害時において、施設が稼働している状況であれば、通常の業務体制で変わることは無いものと考えているというご答弁でありましたが、そもそも公務員には災害時には職務専念義務があるわけですが、委託職員にはそのような義務づけがあるのでしょうか。教えてください。

また、例えば、大規模災害が発生した際、災害時特有の大量の廃棄物を処理する必要があります。そのためには事前の訓練や経験が必要だとも言われていますが、そうした事前の備えを委託事業者に課す仕様書となっているのかについても合わせて教えてください。

また、自治体は災害廃棄物処理の責任を負うため、四交組合など関係機関との連携をしながら、その処理の進捗状況を把握する必要があり、また連携が円滑に進まず、迅速な判断や対応が遅れることのないように業務を進めていかなければならぬということだと思います。こうした迅速な判断や対応が遅れるというようなことがないように情報共有体制については、委託業者の緊急対応マニュアルなどでもしっかりと明記をしていく必要があると思いますが、実際書かれているのかについて教えてください。

1. 事務局次長（太田広治君） 議長。

1. 議長（野口陽輔君） 太田次長。

1. 事務局次長（太田広治君） それではご答弁申し上げます。まず、入札についてでございますが、多くの事業者に参加していただけるように、入札参加条件の緩和や人員確保に配慮した配置人数の見直しに取り組んでまいりましたが、結果としては応札は1社となり、落札率としてみれば高くなりましたが、金額で見ますと予定価格より約2,600万円近く低くなっています。要因については明確にお答えできるものではございませんが、発注した事業内容の特殊性や、人件費や資材費の高騰など現在の経済情勢が影響しているのではないかと考えてございます。

続いて、副責任者の役割についてでございますが、ごみ処理施設の運転管理業務委託における業務体制として、リサイクル処理施設と熱回収施設の運転管理にかかる業務責任者を置くとともに、前回はそれぞれの施設に責任者を補助する副責任者を各1名配置することとしてございましたが、今回は両施設で1名の副責任者の配置で可能とともに、事務員については委託業務の事務作業を担当する業務として前回は1名配置としておりましたが、今回は他の配置職員での兼務ができるということとしたものでございます。

次に、災害時の対応についてでございますが、委託職員には、業務に対する契約条項を履行する義務があると考えてございます。仮に、施設が稼働できない状況になった場合に生じる、契約条項以外の業務につきましては、組合が主体となって対応することとなります。大規模災害の事前の備えにつ

きましては、発注者である本組合が主となって行うものと考えてございますが、連絡体制の確立と発生時に適正な措置を講ずる旨等は、仕様書に規定してございます。最後に情報共有体制と情報の伝達につきましては、緊急時の連絡体制等を委託業者と共有し対応することとしております。以上でございます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（野口陽輔君） これにて藤田茉里議員の議案質疑を終結します。他に質疑はございませんか。これをもって質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

- 議長（野口陽輔君） 4番藤田議員。

- 4番議員（藤田茉里君） 交野市選出の藤田茉里です。令和6年度四條畷市交野市清掃施設組合会計決算認定について、日本共産党を代表し、反対の討論を行います。

令和6年度は熱回収施設の運転管理業務について、令和7年度から4班中2班を民間委託するために債務負担行為が計上された年度がありました。令和6年度の業務としては、契約準備行為や事業者が運転管理を行うことに伴う準備行為が行われ、5年間の契約を締結されています。この間、日本共産党として、運転管理業務の民間委託については公的役割としてのごみ行政の専門性の低下の懸念とともに、焼却炉を建設した企業1社しか応札されていないこと、落札率99%と非常に高いことを根拠に、その競争性や透明性、公平性に欠けている旨を指摘をして参りました。しかし、令和6年度の状況についても業者が応札しやすいような手法の検討など行われてきたということでしたけれども、結果的には前回と同じ業者の1社のみの応札であり、落札率についても98.2%と依然として高いものとなっておりました。こうしたことから、やはり競争性や透明性、公平性の観点において、引き続き問題があると言わなければなりません。また、今回の契約準備行為の段階で多くの事業者が入札に参加していただけるように入札参加条件の緩和や、人員確保に配慮した配置人数の見直しが行われたということですが、とりわけ配置人数の見直しについては、副責任者を2名から1名へ、事務員は1名から0にして他の業務と兼務をさせるという、業務の質の低下を招きかねない緩和策が取られたことは、問題であると指摘をせざるを得ません。民間委託ありきで進むことが本当に市民のためになるのか改めて検証・検討をしていただけますように求めていきます。

また、大規模災害時において、委託職員についても、業務に関する契約条項を履行する義務があるとはいいますが、公務員に課せられている職務専念義務とは当然質の違うものであり、あくまでも通常運転が可能な場合の業務遂行を求めるということに過ぎません。しかし、大規模災害時の混乱状況の中でごみ処理業務は地域の衛生環境の保全などの観点から、できる限り遅滞なく進めることができられる重要な業務であり、その際に民間委託をしたことによって、公務員のマンパワー不足が生じることはリスク要素であると考えております。以上の点を申し上げ、討論といたします。

- 議長（野口陽輔君） 他に討論はありませんか。これをもって討論を終結します。

お諮りします。認定第1号令和6年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。よって認定第1号令和6年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定については認定されました。

- 議長（野口陽輔君） 日程第6、議案第5号職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読させます。事務局。

- 事務局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）

- 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、管理者に議案第5号についての提案理由

の説明を求めます。管理者。

1. 管理者（錢谷翔君） 議長。ただいま、議題となりました議案第5号職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

仕事と生活の両立支援の拡充のため、育児又は介護を行う職員の勤務時間、出生時両立支援制度及び介護両立支援制度等に関する所要の整備、並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を行いたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 引き続きまして理事者に議案第5号についての内容説明を求めます。事務局長。

1. 事務局長（近田邦彦君） はい。議案第5号職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、改正内容をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、参考資料、一部改正条例案の新旧対照表の1ページ、2ページをお開きください。

本改正につきましては、仕事と生活の両立支援の拡充のため、育児又は介護を行う職員の勤務時間、出生時両立支援制度及び介護両立支援制度等に関する所要の整備、並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を行うものでございます。まず、第1条による改正は、職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。第3条では、見出しを休暇の種類へ改めるとともに、それぞれの休暇について第4条から第8条として規定し直すものです。

3ページ、4ページをお開きください。第9条では、仕事と育児の両立支援制度について、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、職員又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合及び、職員が3歳に満たない子を養育する場合に、育児休業制度をはじめとする両立支援制度等に係る情報提供や意向確認に関する規定を設けるものです。

5ページ、6ページをお開きください。第10条では、介護離職の防止のため、仕事と介護の両立支援制度等について、職員の家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、介護両立支援制度等に関する周知や意向確認を行う事、また、職員が40歳に達した日の属する年度には同様の事項を周知するなどの規定を設けるものでございます。第11条では、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるよう、研修の実施や相談体制の整備、職場環境の整備に関する規定を設けるものです。第12条では、現行の第3条第14項から第17項までに規定する組合休暇について、第13条では、現行の第3条第18項に規定する休暇の承認について、第14条では、現行の第3条第19項に規定する規則への委任規定を整理した上で、新たな条として規定するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。次に、第2条による改正は、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正するものでございます。第6条の3では、早出遅出勤務制度の導入として、職員が小学校就学前の子を養育するためや、小学校等に就学している子を学童保育施設に送迎をするため、又は、職員が日常生活を営むのに支障がある者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、1日あたり7時間45分の勤務時間を変えずに、始業時間を日ごとに弾力的に設定できる規定を設けるものです。第7条の2では、小学校就学前の子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、第1項として、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせてはならないとの規定を、続けて9ページ、10ページをお開きいただきまして、第2項として、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、正規の勤務時間以

外の時間における勤務をさせてはならないとの規定を、第3項として、第2項と同様の場合を除き、時間外勤務の時間の上限規定を設けるものです。第4項では、第1項から第3項までの規定について、要介護者を介護する職員が請求した場合に準用するものです。

最後に、第3条による改正は、四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。第6条及び第7条では、規定する文言の整備を行うとともに、11ページ、12ページをお開きいただきまして、第12条では、引用する条例の条項を整備するものです。第21条では、地方公務員の育児休業等に関する法律及び本組合職員の休日休暇条例の一部改正に伴い、引用する条項の整理を行うとともに、部分休業を第1号部分休業と規定するものです。第21条の2では、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、新たな部分休業の取得パターンとして措置された1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の部分休業を第2号部分休業として設けるもので、取得については1時間を単位として行うものです。第21条の3は、部分休業の請求を申し出ることができる1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするものです。

13ページ、14ページをお開きください。第21条の4では、1年につき請求できる第2号部分休業の上限時間を、77時間30分とするものでございます。第21条の5では、部分休業の請求パターンの申出内容を変更できる特別の事情について定めるものです。第22条及び第23条では、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするものです。第24条及び第25条では、規定する文言の整備を行うものです。

次に、附則についてご説明させていただきますので、議案書の17ページをお開きください。附則第1項では、条例の施行期日を公布の日からとするものです。第2項及び第3項では、この条例による改正後の規定にかかる経過措置を定めるものです。第4項では、一般職の任期付職員の採用に関する条例について、今回の条例改正に伴い文言の整備を行うものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜わりますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 提案理由及び、内容説明はお聞きの次第でございます。

これより、議案第5号についての質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

1. 議長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。

お諮りします。議案第5号職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了をいたしました。閉会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（錢谷翔君） 第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本

日の組合議会におかれましては、新しく、議長に野口議員にご就任いただいたところでございます。

また、令和6年度本組合会計の歳入歳出決算につきましては、慎重なるご審議の上、ご認定を、また、条例の一部改正につきましても、ご可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

議員の皆さまには、今後とも組合事業により一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

1. 議長（野口陽輔君） 以上をもちまして、令和7年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に 14 時 42 分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年10月7日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

野 口 陽 輔

四條畷市交野市清掃施設組合副議長

森 本 勉

四條畷市交野市清掃施設組合議員

吉 田 涼 子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

島 弘 一